

# 光市犯罪被害者条例

令和6年4月1日に施行されました。

犯罪被害者等への支援に関する基本理念を定め、市等の責務を明らかにし、犯罪被害者等の権利利益の保護及び犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を目指した施策を総合的に推進し、市民等が安全に、かつ安心して暮らすことのできる地域社会を実現するために「光市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

## 基本理念

- ・ 犯罪被害者等の個人の尊厳の配慮
- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況に応じた迅速かつ適切な支援
- ・ 平穏な生活を営むことができるようになるための必要な支援
- ・ 関係機関等との連携協力

### 【市の責務】

市民等、事業者、学校等及び関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、市の状況に応じた施策を策定し、及び実施します。

### 【市民等の責務】

犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次的被害及び再被害が生じないように十分配慮し、市が実施する支援に関する施策に協力するようお願いします。

### 【事業者の責務】

支援の必要性について理解を深め、労働環境の整備その他の必要な措置を講ずるとともに、その事業活動を行うに当たって、二次的被害及び再被害が生じないように十分配慮し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するようお願いします。

### 【学校等の責務】

児童又は生徒の置かれている状況を踏まえ、家庭及び関係機関等と連携し協力して、発達段階に応じた適切な支援を行い、学校等での活動において二次的被害及び再被害を受けることがないように配慮し、他の児童又は生徒の受ける影響についても十分配慮し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

## 被害に遭われた方や、ご家族・遺族の方への支援

### ◇相談・助言

お困りごとがございましたら、必要な情報の提供等を行いますので、下記もしくは裏面の相談窓口へご連絡ください。

### ◇経済的負担の軽減

「見舞金」及び「生活支援助成金」の制度を創設しました。

※詳細は、裏面をご覧ください。



犯罪被害者支援シンボルマーク  
「ギョっとちゃん」

相談窓口

光市生活安全課

TEL 0833-72-1451

FAX 0833-72-3919

MAIL [seikatsuanzen@city.hikari.lg.jp](mailto:seikatsuanzen@city.hikari.lg.jp)

## 主な相談窓口

名称	相談業務内容	電話番号	受付時間
山口県犯罪被害者等支援総合的対応窓口（県民生活課）	犯罪被害者等支援に関する窓口の紹介	083-933-2619	月～金 8：30～17：15
山口県男女共同参画相談センター	配偶者間暴力（DV）などの相談	083-901-1122	月～金 8:30～22:00 土・日 9:00～18:00
やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお	性暴力被害に関する相談	#8891 083-902-0889	24時間無給
児童相談所	児童虐待など こどもに関する相談	周南児童相談所 0834-21-0554 全国共通ダイヤル（24時間無休）189	
山口県警察総合相談窓口	犯罪被害に関する相談	短縮ダイヤル #9110 警察県民課 083-923-9110	
女性犯罪被害者相談電話 レディースサポート110・性犯罪被害相談窓口	女性の犯罪被害などに関する相談	0120-378-387 083-923-7830	24時間（年中無休）
少年サポートセンター ヤング未来・やまぐち（少年課）	少年の犯罪被害に関する相談	0120-495-150 083-925-5150	月～金 8:30～17:15
光警察署	犯罪被害に関する相談	0833-72-0110	24時間（年中無休）
（公社）山口県被害者支援センター	犯罪被害や支援に関する相談	083-974-5115	24時間（年中無休）
法テラス（日本司法支援センター）	犯罪被害者支援に関する相談	0120-079-714	平日 9:00～21:00 土曜 9:00～17:00
山口県弁護士会	法律相談	0570-064-490	月～金 9:00～16:00

## 光市の見舞金・生活支援助成金

※令和6年4月1日以後に犯罪行為を受けた犯罪被害者等について適用されます。

犯罪に遭われた方やそのご遺族又はご家族の方が、一日も早く安全で安心な生活を取り戻せるよう経済的負担の軽減を図るための支援として、見舞金・生活支援助成金を支給します。

### 【見舞金】

種類	支給額	支給対象者
遺族見舞金	30万円	犯罪行為により死亡した*市民の遺族
重傷病見舞金	20万円	犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為の発生時に市民であった方
性犯罪被害見舞金	10万円	性犯罪の犯罪被害者であって、当該犯罪行為の発生時に市民であった方

※遺族見舞金の「市民」は、進学若しくは遠隔地での勤務のため市外に転出していた生計同一者を含む。

### 【生活支援助成金】 各費用の合計額が30万円以内

種類	内容
カウンセリング費用	医療保険の適用を受けることができない外来によるもの
弁護士相談費用	弁護士に法律相談をする場合
一時配食費用	居住する住宅への食事宅配サービス
一時保育費用	監護する就学前の子の家庭での保育が困難となった場合
特殊清掃費用	犯罪現場となった居室等の血痕、吐しゃ物、排せつ物等の除去、消毒、消臭等に係る清掃を行う場合
就労のための資格取得費用	犯罪被害を受けたことにより転職又は新たに就職する必要が生じたと認められる犯罪被害者等が、就労するために必要な資格等を取得する場合
その他費用	市長が特に助成する必要があると認められるものがある場合

警察に被害届が受理されており、被害事実が客観的に確認できることなど、申請に際して要件がありますので、事前にご相談ください。